

○神戸大学学術研究推進機構学術・産業イノベーション創造本部発明 評価委員会規程

(平成 17 年 9 月 30 日制定)

改正平成 28 年 3 月 31 日平成 28 年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程に定める発明等、特許等を受ける権利及び特許権等の取扱に関し、神戸大学学術研究推進機構学術・産業イノベーション創造本部規程（平成 17 年 9 月 30 日制定）第 16 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学学術研究推進機構学術・産業イノベーション創造本部発明評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 職員及び学生等の発明等に係る特許等を受ける権利の帰属に関する事項
- (2) 神戸大学に帰属する特許出願の審査請求要否に関する事項
- (3) 神戸大学に帰属する特許権等の保有の見直しに関する事項
- (4) 発明補償等の査定に関する事項
- (5) その他委員長が必要と認めた発明等に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 産学連携・知財部門長
- (4) 知的財産マネージャー
- (5) 学術・産業イノベーション創造本部に配置された神戸大学の専任教員のうち本部長が指名した者若干人

2 委員会に、発明等に関する専門的事項について意見を聴くため、専門委員を置く。

3 専門委員は、発明に関する学内外の専門家をもって充て、必要に応じて委員長が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、本部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(事務)

第 5 条 委員会の事務は、研究推進部連携推進課において行う。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 神戸大学イノベーション支援本部発明評価委員会規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 30 日)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。